東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年１０月２８日

東大阪市長　野　田　義　和

東大阪市規則第７８号

東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成２７年東大阪市規則第７８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（条例別表第２に規定する規則で定める事務及び情報） 第３条　条例別表第２第１号に規定する規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第９号。以下「省令」という。）第４４条各号に掲げる事務とし、同号に規定する規則で定める情報は、同条第１号マに掲げる情報とする。 ２　（略） ３　条例別表第２第３号に規定する規則で定める事務は、省令第１２７条各号に掲げる事務とし、同号に規定する規則で定める情報は、同条第１号クに掲げる情報とする。 ４　条例別表第２第４号に規定する規則で定める事務は、省令第１６３条各号に掲げる事務とし、同号に規定する規則で定める情報は、同条第１号マに掲げる情報とする。	（条例別表第２に規定する規則で定める事務及び情報） 第３条　条例別表第２第１号に規定する規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第９号。以下「省令」という。）第４４条各号に掲げる事務とし、同号に規定する規則で定める情報は、同条第１号ヰに掲げる情報とする。 ２　（略） ３　条例別表第２第３号に規定する規則で定める事務は、省令第１２７条各号に掲げる事務とし、同号に規定する規則で定める情報は、同条第１号ヰに掲げる情報とする。 ４　条例別表第２第４号に規定する規則で定める事務は、省令第１６３条各号に掲げる事務とし、同号に規定する規則で定める情報は、同条第１号ヰに掲げる情報とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。